

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）」  
について関係県知事からいただいたご意見

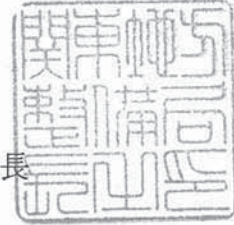
国土交通省関東地方整備局



国関整河計第85号  
平成30年 2月28日

山梨県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付の上、意見を求めます。

記

添付書類：相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）



国関整河計第85号  
平成30年 2月28日

神奈川県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付の上、意見を求めます。

記

添付書類：相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）

治 第 1895 号  
平成 30 年 3 月 7 日

国土交通省関東地方整備局長 殿

山 梨 県 知 事



平成 30 年 2 月 28 日付け国関整河計第 85 号で照会のありましたこのことについては、特に意見はございません。



問合せ先

山梨県県土整備部治水課治水担当 酒井

TEL 055-223-1703

河 第 202 号  
平成 30 年 3 月 22 日

国土交通省  
関東地方整備局長 殿

神奈川県知事



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）について（回答）

平成30年2月28日付け国関整河計第85号で照会のありました標記のことについては、異存ありません。

問合せ先

県土整備局 河川下水道部  
河川課 調査グループ 東山  
電話 045-210-6479



FNo.8・4・0

平成30年3月6日

神奈川県知事 殿

相模原市長 加山 俊夫



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕  
について（回答）

平成30年2月28日付けで照会のありました相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕について、意見はありません。

以 上

環境経済局環境共生部水みどり環境課管理班

担当 小泉

電話（直通） 042-769-8242



29平み第374号  
平成30年(2018年)3月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

平塚市長 落合 克宏



相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案)について(回答)

このことについて、国土交通大臣管理区間、神奈川県知事管理区間ともに意見はありません。

以上

事務担当は平塚市みどり公園・水辺課  
みどり水辺担当 的場  
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
電話 0463-23-1111 内線 2425  
直通 0463-21-9852  
FAX 0463-21-9769  
E-mail : midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp



藤河水第2号

2018年(平成30年)3月2日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

藤沢市長

鈴木 恒夫



相模川・中津川河川整備計画(案)に対する意見について(回答)

平成30年2月26日付け河第184号及び平成30年2月28日付け河第185号で照会のありました標記の件について、以下のとおり回答します。

回 答 特に意見ありません。

以 上

(事務担当)

河川水路課 計画整備担当 川勝





29茅下建第128号  
平成30年3月14日

神奈川県知事 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕について（回答）

平成30年2月28日付け河第185号で照会のありました標記のことについては、別紙の通り回答します。

事務担当 下水道河川部下水道河川建設課計画担当  
電 話 0467-82-1111（内線）1383



(別紙)

平成29年12月6日に開催されました相模川川づくり行政連絡会でも発言させていただきましたが、相模川左岸側の堤防整備が特に遅れており、流域住民からは堤防の整備を強く要望されております。現在示されている河川整備計画(案)の計画対象期間は、概ね30年間と長期に亘るものとなっておりますが、堤防の早期整備は喫緊の課題であるため、未整備箇所を整備時期や整備方針の明確化について、特段のご配慮をお願いいたします。



F No. 7・0・0 (丁)

平成30年3月7日

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋 昌和



相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案) [国土交通大臣管理区間]  
について(回答)

平成30年2月28日付け河第185号により照会のありましたこのことについて、意見なしと回答します。

〔事務担当は、建設部建設管理課建設企画担当 深田です。〕  
電話番号 0463-82-9635 (直通)



平成 30 年 3 月 20 日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 様

厚木市長 小林 常良



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）[国土交通大臣管理区間]  
について（回答）

平成 30 年 2 月 28 日付け河第 185 号で依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当 都市整備部河川ふれあい課  
担当者 浜田  
電話 046-225-2381（直通）



自治体名 厚木市

○相模川・中津川河川整備計画（案）についての意見

今後、策定された相模川・中津川河川整備計画の実施に当たっては、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」や「相模川・中津川厚木市河川利用構想」等の本市における地域計画を尊重していただくとともに、三川合流点における土丹被覆等の土砂管理や、さがみ縦貫道路厚木 PA 東側に広がる河川敷及び相模三川緑地における樹林化対策について、連絡・調整を行いながら必要な河川整備等に具体的に取り組んでいただきたい。

伊下整収第 47 号  
平成30年 3月 2日

神奈川県知事 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕  
について（回答）

平成30年2月26日付け河第185号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

1 回 答 意見はありません。

〔事務担当は、土木部下水道整備課 佐野  
電話番号 0463(91)3428〕



海下発 第 96 号  
平成 30 年 3 月 7 日

神奈川県知事 殿

海老名市長 内 野 優



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）「国土交通大臣管理区間」  
について（回答）

このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 回 答  
意見はありません

事務担当：建設部下水道課  
電 話：046-235-9618（直通）



座 都 発 第 7 5 号

平成 3 0 年 3 月 6 日

神奈川県知事 殿

座間市長 遠 藤 三紀夫



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）[国土交通大臣管理区間]  
について（回答）

平成 3 0 年 2 月 2 8 日付けで照会のあった相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）[国土交通大臣管理区間]については、異存ありません。





綾下第66号  
平成30年3月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

綾瀬市長 古塩 政由 印



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕  
について（回答）

平成30年2月28日付け河第185号で照会のありました標記のことについて、当市では意見ありません。

〔事務担当は、土木部下水道課整備担当〕  
電話（0467）70-5683



寒下第 225 号  
平成30年3月6日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 殿

寒川町長 木村 俊雄



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）「国土公通大臣管理区間」  
について（回答）

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）について特段の意見はございません。

問合わせ先  
都市建設部下水道課管理担当  
田中  
電話 0467-74-1111（内）338



29 愛 道  
平成30年3月 6日

神奈川県知事 殿

愛川町長 小野澤 豊



相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案) [国土交通大臣管理区間]  
について(回答)

平成30年2月28日付け河第185号で照会のありましたこのことについ  
ては、当町では意見はありません。

事務担当は建設部道路課国県道対策班  
電話 046-285-2111 (内線 3417)  
FAX 046-286-5021



平成 30 年 3 月 6 日

神奈川県知事 殿

清川村長 大 矢 明 夫



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕  
について（回答）

平成 30 年 2 月 28 日付け河第 185 号で照会のありましたこのことについて、  
意見ありません。

（事務担当はまちづくり課建設係）



環総第 401 号

平成 30 年 3 月 20 日

県土整備局長 殿

環境農政局長

相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案) [神奈川県知事管理区間  
・国土交通大臣管理区間] について (回答)

平成 30 年 3 月 15 日付け河第 187 号及び同第 188 号で協議のありました標記  
については、別紙のとおり回答します。

問合せ先

総務室企画調整グループ 福岡

内線 4024



**【計画全体】**

- 整備計画（案）の 5.1.3 の（２）「自然環境の保全と再生」について、「ウナギ」の標準和名は「ニホンウナギ」であるので、記載にあたり留意すること。
- 堤防整備にあたり、正確な最新の保安林の指定状況は、水源環境保全課又は当該区域を管轄する地域県政総合センター保安林担当部局に問い合わせし、確認すること。

**【神奈川県知事管理区間】**

- 本計画には磯部頭首工の改築が位置付けられているが、磯部頭首工は相模川の兩岸 8 市 1 町に用水を供給する県下最大の頭首工であり、改築中及び改築後の取水に支障が生じた場合、その影響は極めて大きいと考えられる。  
改築に当たっては、その構造や施工の時期等について利水者である土地改良区等と十分に調整を行い、利水者の理解を得るよう努めるとともに、取水への影響が極力少なくなるよう配慮されたい。

以上

平成 30 年 3 月 7 日

県土整備局長 殿

環境農政局長

相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案) [神奈川県知事管理  
区間・国土交通大臣管理区間] に対する意見について(回答)

平成 30 年 2 月 26 日付け河第 183 号及び平成 30 年 2 月 28 日付け河第 186 号  
で照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。

問合せ先

総務室企画調整グループ 福岡

内線 4024



- 整備計画（案）の 2. 3 「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」において、「平成 8 年～平成 9 年に環境基準を上回ったが」とあるが、平成 8 年度における中津川の BOD(75%水質値)は 2.0mg/L であり、A 類型(2mg/L)との比較では基準に適合している。また、中津川の類型指定は平成 17 年 3 月 11 日であるため、6～7 行目の記載を削除するか、記載する場合には次のような記載にすべきである。

「中津川は、平成 17 年に宮ヶ瀬ダム下端から相模川合流点まで A 類型に指定され、現在まで継続的に環境基準を達成している。」

- 整備計画（案）の 2. 3 「河川の整備と保全に関する事項」の表 2-6、2-7 について、出典の年次が平成 27 年度となっているが、他の表のデータでは公表されている最新データとなっているため、水質データも、最新である平成 28 年度までのデータを記載することが望ましい。

(参考) 平成 28 年度 各水域における水質 (75%水質値) (単位: mg/L)

河川名	環境基準点名	平成 28 年度 (BOD)	水域名	観測地点	平成 28 年度 (COD)
相模川	馬入橋	1.0	相模湖	湖央東部	2.7
	寒川取水堰(上)	0.9	津久井湖	湖央部	2.4
	相模大橋	0.7	宮ヶ瀬湖	ダムサイト	1.6
	昭和橋	1.1			
	小倉橋	1.0			
中津川	第一鮎津橋	0.8			

- 整備計画（案）の 2. 4 「河川維持管理の現状と課題」の「相模川・中津川では、年間約 60 件程度の水質事故が発生している。」との記載について、当課が把握する相模川水系の水質事故発生件数は、直近 5 年間の実績で次のとおり 21～35 件であることから、確認すること。

(参考) 相模川水系水質事故発生件数 (大気水質課)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
件数	22	21	35	29	28

以上



土水政 58号

平成30年3月2日

県土整備局長 殿

政策局長

相模川水系・相模川・中津川整備計画（案）〔国土交通大臣  
管理区間〕について（回答）

平成30年2月28日付け河第186号で照会のありました標記のことについて、意見はありません。

問合せ先

土地水資源対策課水政室

水政グループ 西尾

内線 3127



生衛第881号  
平成30年3月5日

県土整備局長 様

保健福祉局長

相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案)[神奈川県知事管理区間]  
及び相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案)[国土交通大臣管理  
区間]について(回答)

平成30年2月26日付け河第183号及び平成30年2月28日付け河第186号で照会のありました  
標記について、意見はありません。

問合せ先

生活衛生課水道グループ 三浦

内線 4955

ファクシムリ 045-210-8864

電子メール eisui.93@pref.kanagawa.jp



平成 30 年 3 月 5 日

県土整備局長 殿

企業局長

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔神奈川県知事管理区間〕  
及び相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理  
区間〕について（回答）

このことについて、別紙のとおり回答します。

問合せ先  
企業局総務室企画調整グループ  
熊沢  
内線 7025



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔神奈川県知事管理区間〕及び  
相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕に係る意見

1 【該当箇所】

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項（P.31）

- ・ 現在、最大規模降雨による洪水浸水が想定されている区域には寒川浄水場（寒川町宮山 4271）が含まれているが、当該施設は神奈川県民の 13%にあたる約 120 万人に水道水を供給する重要な施設であり、浸水により運用に支障をきたした場合の社会的影響は甚大であるため、堤防整備等の洪水対策の早期実施をお願いしたい。

2 【該当箇所】

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項（P.47）

- ・ 「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」とあるが、（公財）日本水道協会からも会員である水道事業者等からの提案に基づき、国に対して次のような内容の陳情を行っていることから、「水利の実態」を「水利の実態等」に修正をお願いしたい。

「水利権制度の柔軟な運用について」

- ・ 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用権など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮する。
- ・ 渇水時のみならず、地震時の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮する。
- ・ 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮する。
- ・ 水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の問題に対し、制度上の柔軟な運用を図る。

3 【該当箇所】 5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項（P.48）

「(2) 自然環境の保全」

- ・ 近年、相模川下流域にある寒川浄水場の原水において、河床生物由来のカビ臭物質である 2-MIB（2-メチルイソボルネオール）の発生が確認されており、水道水に対する新たな危害要因として懸念されている。

そこで、相模川における河床生物由来のカビ臭物質の発生を防止する措置の検討をお願いしたい。

広域水経第70号  
平成30年3月7日

神奈川県県土整備局長 様

神奈川県内広域水道企業団企業長  
( 公 印 省 略 )

相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案) [国土交通大臣管理区間]  
について(回答)

平成30年2月28日付け河第186号により照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

添付資料

・別紙 相模川・中津川河川整備計画(案)の意見照会に対する回答

担 当 総務部 経営計画課  
T E L 045-363-9837  
F A X 045-363-2729  
E-Mail h26keieikikaku@kwsa.or.jp



## 相模川・中津川河川整備計画（案）の意見照会に対する回答

神奈川県内広域水道企業団

- P.31 5. 河川の整備の実施に関する事項
  - 相模川・中津川は、(案)に記載のとおり、治水・利水・環境の機能が相互に連携しあっていることから、整備にあたっては、関係する事業者等とも連携して取り組んでいただきたい。
  
- P.35 河道掘削 表 5-8、P.41 維持管理（床止め）表 5-14
  - 企業団は、相模大堰（社家取水管理事務所（左岸：海老名市社家））において水道用水の取水を行っているため、河川の整備の実施に関する事項のうち、当該施設の水運用に関わる工事等（例：P.37 表 5-8 12.2～12.7k 付近の河道掘削、P.41 表 5-14 12.2k 付近の維持管理（床止め）等）が予定された場合、事前に企業団へ連絡をいただき、調整した上で、連携して取り組んでいただきたい。
  
- P.41
  - (4) ダムの維持管理
    - 企業団が利水者となっている宮ヶ瀬ダムについて、将来にわたり必要な機能が発揮されるよう、施設更新、修繕や堆砂対策等については適切に実施していただくとともに、実施内容については、引き続き適宜説明していただきたい。
  
- P.47
  - 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」
    - (公財)日本水道協会からも会員である水道事業者等からの提案に基づき、国に対して以下のような内容の陳情を行っていることから、「水利の実態」⇒「水利の実態等」に修正をお願いしたい。  
  
「水利権制度の柔軟な運用について」
      - ・水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮する。
      - ・渇水時のみならず、地震時の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮する。
      - ・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得

水計第 274 号

平成 30 年 3 月 7 日

神奈川県県土整備局長

横浜市水道事業管理者

水道局長 山 隈 隆 弘

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕について（照会）

平成 30 年 2 月 28 日河第 186 号で照会のありました標記について、次のとおり回答します。

- 1 回答内容  
添付のとおり

担当：横浜市水道局施設部計画課

事業計画係 小島、松田

電話：045 - 633 - 0181

FAX：045 - 663 - 8820

Email：su-keikaku@city.yokohama.jp



相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）の策定に伴う意見照会への回答

項目名	頁	意見等	備考
<p>5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p>	<p>47</p>	<p>「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」とあるが、(公財)日本水道協会からも、国に対して次のような内容の陳情を行っていることから、「水利の実態」を「水利の実態等」に修正をお願いしたい。</p> <p><b>【水利権制度の柔軟な運用について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权などや水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮する。</li> <li>・渇水時のみならず、地震時の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮する。</li> <li>・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮する。</li> <li>・水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の問題に対し、制度上の柔軟な運用を図る。</li> </ul>	



29川上水計第551号  
平成30年 3月 7日

神奈川県県土整備局長 様

川崎市上下水道事業管理者  
金子 正典  
(公印省略)

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）[国土交通大臣管理区間]  
について（回答）

時下、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、本市水道事業及び工業用水道事業の運営に御理解と御協力を賜り、  
厚く御礼を申し上げます。

さて、平成30年2月28日付け河第186号にて照会のありました「相模  
川水系相模川・中津川河川整備計画（案）[国土交通大臣管理区間]について（照  
会）」に関して、次のとおり回答いたします。

【回答】  
別紙参照

川崎市上下水道局 水道部 水道計画課  
担当 田畑 秀樹  
電話 044-200-2497  
FAX 044-200-3946  
Email 80keikaku@city.kawasaki.jp



【該当箇所】

⇒ 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (P47)

・「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」とあるが、(公財)日本水道協会からも会員である水道事業者等からの提案に基づき、国に対して次のような内容を要望しており、これを踏まえた柔軟な運用をお願いしたい。

「水利権制度の柔軟な運用について」

- ・水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮する。
- ・渇水時のみならず、地震時の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮する。
- ・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮する。
- ・水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の問題に対し、制度上の柔軟な運用を図る。

横上経 第30号  
平成30年3月6日

神奈川県県土整備局長 殿

横須賀市上下水道事業管理者  
上下水道局長 長島 洋  
(公 印 省 略)

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）〔国土交通大臣管理区間〕  
について（回答）

平成30年2月28日付け河第186号で照会のありました標記については、  
下記のとおり回答します。

【該当箇所】

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項（47頁）

「水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。」とあるが、水道事業者等から（公財）日本水道協会を通じ、国に対して次のような内容の要望を行っている。そのため、「水利の実態」を「水利の実態等」に修正をお願いしたい。

「水利権制度の柔軟な運用について」

- ・水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用权など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮する。
- ・漏水時のみならず、地震時の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮する。
- ・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮する。
- ・水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の問題に対し、制度上の柔軟な運用を図る。

問合せ先  
経営部経営計画課水道計画担当 西村  
電話 046-822-8627（直通）



企国 第 239 号  
平成 30 年 3 月 5 日

県土整備局長 殿

産業労働局長  
(公印省略)

相模川水系相模川・中津川河川整備計画(案)について(回答)

平成 30 年 2 月 28 日付け河第 186 号で意見照会のありました標記の件については、意見ありません。

問合せ先  
企業誘致・国際ビジネス課  
企業誘致グループ 加藤  
内線 5574



文 遺 第669号  
平成30年3月5日

県土整備局長 殿

教育局長

相模川水系相模川・中津川河川整備計画（案）について（回答）

平成30年2月28日付け河第186号で照会のありました標記ことについて、次のとおり回答します。

意見

河川整備計画（案）については、意見はありません。

今後、定められた河川整備計画に基づき、土木工事等を実施する際は、事前に当該土木工事の実施箇所における埋蔵文化財の有無や取扱いについて当局に照会してください。

なお、当局では、年度当初に国県等の開発事業等の事業者に対して埋蔵文化財等の取扱いに係る説明会を開催しているほか、6月頃に、次年度以降の公共工事に伴う土木工事等の計画を事前に把握するための照会を行っています。開発事業と文化財保護の円滑な調整を図るため、計画の早い段階での情報提供をお願いします。

問合せ先

生涯学習部文化遺産課  
埋蔵文化財グループ 児玉、長岡  
電 話 045-210-1111 内線8356

